角鹿小中学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月 1日 策定

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、 いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童生徒が安心して生活し、 学ぶことができる環境をつくるためのものです。

-福井県いじめ防止基本方針より-

I いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 角鹿小中学校は、一人ひとりの児童生徒が互いに尊重し合えるように、自分自身を大切にすると同時に、他者を思いやる「心の教育」に取り組み、自分から勇気をもって行動できる人を育みます。
- (2) 角鹿小中学校は、いじめはどの児童生徒にも起こる可能性があることを認識したうえで、すべての児童生徒が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを傍観しないことを十分に理解できるよう努めます。
- (3) 角鹿小中学校は、児童生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに学校生活が 送れるよう、学校、保護者、地域、敦賀市教育委員会と連携して、いじめの防止等の対策に 全力で取り組みます。

2 いじめの定義

- (I)「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- (2)けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持ち、仲間と共に成長できる」児童生徒を育てる教育

①ポジティブ教育の推進

ピアサポートを基本とした多様な集団づくりを推進すると共に、レジリエンス強化を基盤とした「折れない心」を育成することにより、児童生徒の多面的な能力を引き出すとともに、自分

を大切にし、互いのよいところを認め合える人間力を高めます。

②人権教育の推進

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、学校行事等に人権教育の視点を位置づけ、自分だけでなく、人の大切さも認めることができる態度を育てます。

③体験活動の推進

宿泊学習・修学旅行や福祉活動等を通して児童生徒の絆を強め、お互いに認め合い、助け 合う心を育てます。

④道徳教育の推進

道徳教育の要として、福井県版心のノート、私の夢カルテ、文部科学省読み物資料集を活用し、規範意識や集団の在り方についての学習を深めます。また発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

⑤保幼・小・中接続の推進

保幼・小・中接続を推進する中で、就学前ガイダンス等の機会を捉え、幼児やその保護者に対し、いじめの未然防止に係る取組みを促します。また小中での情報交換を密に行い、未 然防止に努めます。

(2) 学校いじめ防止基本方針

- ①角鹿小中学校は、学校におけるいじめの防止等のための対策に関わる基本的な方針を定めます。
- ②角鹿小中学校は、いじめの防止等のための取組み(環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

①授業改善

すべての児童生徒に分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、楽 しく学べる教育に努めます。

②いじめの起きない学校・学級づくり

学年を超えた交流活動を活性化し、児童生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や 児童生徒が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

③児童生徒の主体的活動の充実

学級活動や児童会・生徒会活動などを活用して、児童生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

④開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や関する年間行動計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域の皆様の理解や協力を求め会議等を行います。(見守り隊連絡会、学校評議委員会、PTA委員会などでの報告等)

⑤インターネットや携帯電話などに関する指導

警察との連携による「ひまわり教室」等を通して、情報モラル教育を推進し、SNSを正しく使う態度を育てます。また保護者に対しても、保護者会や生徒指導便り等を通じて、家庭でのルールづくりなどの啓発を行います。(小学校ではスマイルールを作成し、守るよう啓発している。)

⑥特に配慮の必要な児童生徒について

以下の特性を含んだ配慮の必要な児童生徒について、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ・海外から帰国したり、外国人の児童生徒、また国際結婚の保護者を持つなど外国につなが る児童生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒
- ・新型コロナウィルス関連(罹患した、濃厚接触者となったなど)で、誹謗中傷を受けた児 童生徒

(4) いじめの早期発見

①積極的ないじめの認知

児童生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。 また、けんかやふざけ合いに見えるものであっても、背景の事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめかどうかの判断を行うようにします。

②自己チェックの活用

中学校では毎日の学習準備ノートで、小学校では一週間の生活を振り返るためのチェックシートに記入する。それを学級担任が確認・返信、場合によっては個人面談することにより、いじめなどの早期発見に努めます。

③アンケートの実施

いじめの実態調査を定期的に行い、いじめなどの問題の早期発見・未然防止・初期対応に 努めます。

④教育相談体制の充実

学級担任を中心とする教員による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩みなど を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を 図ります。

またいじめの実態調査の結果により、個別の教育相談を行い、児童生徒のいじめに係る状況を速やかに把握し、対応します。

⑤家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡、連絡帳などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域や関係機関との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめなどの早期発見に努めます。

(5) いじめの事案対処

①いじめ対応サポート班による対応

いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案・対応により組織的に対応につなげます。

②被害・加害児童生徒への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童生徒の心のケアを直ちに行い、安全を確保するとと もに、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切な指導を行います。

③外部機関との連携

法を犯す行為については、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとります。

必要に応じて、学校サポートチーム(ハートフルスクール、いじめ相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭教育相談員、スクールサポーター、敦賀署生活安全課)などの外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

いじめは、謝罪をもって解消したと安易に考えることのないようにします。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対するいじめの行為(心理的又は物理的な影響を与える行為等)が止んでいる 状態が相当の期間継続していること(少なくとも3か月を目安とする)。ただし、いじめ被 害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わら ず、校長の判断により、より長期の期間を設定します。相当の期間が経過するまでは、被 害・加害児童の様子を含め状況を注視し、行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間 を設定し状況を注視します。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒が心身 の苦痛を感じていないと認められることであり、校長は、被害児童生徒本人及びその保護 者に対し、面接等により確認します。

校長は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通します。「い じめ対応サポート班」においては、いじめが解消するに至るまでの期間、被害児童生徒へ の支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行します。

上記のいじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、校長は、被害・加害児童については、日常的に注意深く観察します。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ①重大事態が発生した旨を敦賀市教育委員会に速やかに報告します。
- ②学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、敦賀市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ③敦賀市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

「いじめ対策委員会」を常設し、定期的(月1回)に開催します。

(構成員)校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当 【必要に応じ、学年主任、担任】

(活動)

- ①未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ②「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育むための具体的な活動の計 画、実践、振り返り
- ③いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ④児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ⑤いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ⑥校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ⑦計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ⑧学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

(構成員)教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、担任(教育相談担当)

(活動)

- ①当該いじめ事案の対応方針の決定
- ②個別面談による情報収集
- ③継続的な支援
- ④保護者や地域との連携
- ⑤学校サポートチームなどの外部人材や警察や児童相談所などとの連携

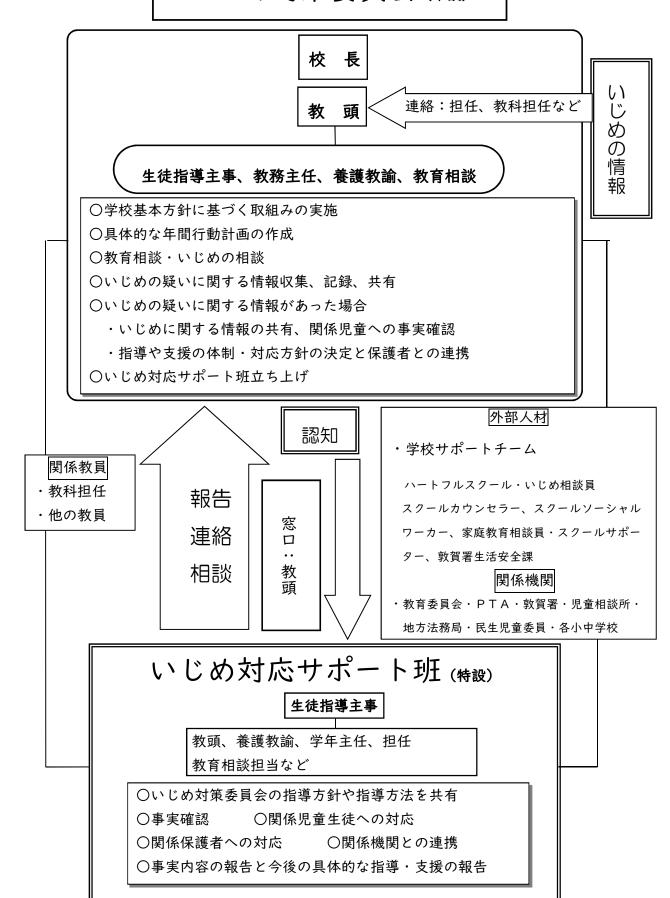
(3) 家庭・地域、関係機関との連携

- ①いじめの問題について、PTAや地域の関係団体等と協議する機会を設け、家庭や地域と連携したいじめ対策を推進します。
- ②警察や児童相談所等との円滑な連携を図るため、関係機関等との情報交換を緊密に進めます。

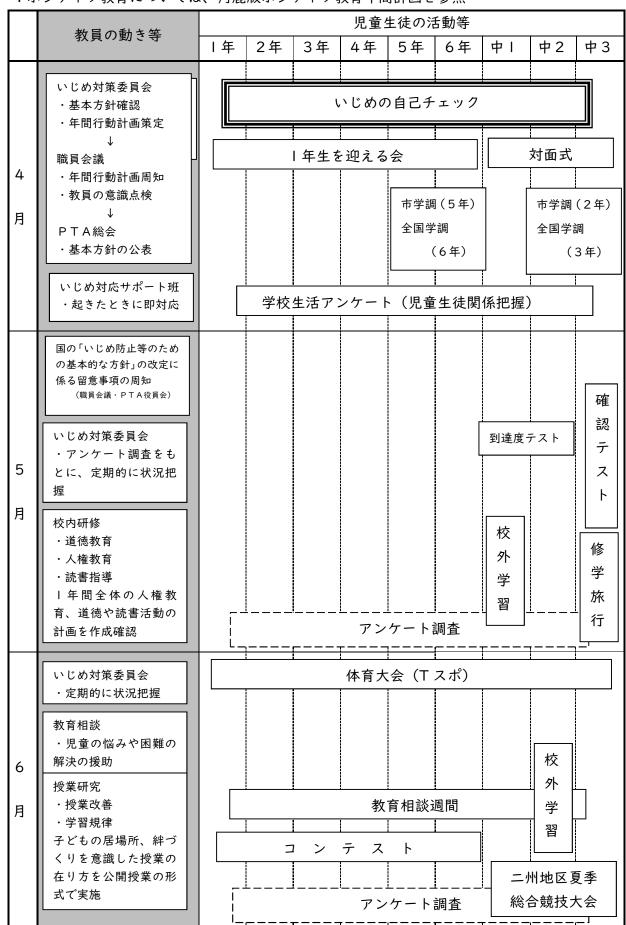
(4) 学校相互間の連携協力

①いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な支援や指導・助言を行うことができるようにするため、日ごろから学校相互間の連携協力体制を整備します。

いじめ対策委員会(常設)



*ポジティブ教育については、角鹿版ポジティブ教育年間計画を参照



	教員の動き等		児童生徒の活動等								
			2年	3年	4年	5年	6年	中1	中2	中3	
	いじめ対策委員会 ・定期的に情報把握 ・夏季休業前指導	いじめの自己チェック									
7											
月											
	個人面談・情報や意見収集							確	認テス	F	
8 月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査をもとに、定期的に状況把握 → 職員会議 ・重点事項確認										
	状況把握 ・登校日での情報収集 ・地域の活動での情報 収集 ・教員の意識点検	 		 						確認テスト	
9	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握										
, .											
月											
	学校評価アンケート										

